

「子ども期」のイデオロギーとアメリカ非行少年対策の展開

林 雅代

一 課題の設定

本稿は、十九世紀から二十世紀初頭にかけてのアメリカ合衆国における非行少年対策の展開について、「子ども期」をめぐるイデオロギーとの関係から考察する試みである。

Aries (1960 = 1980) が論じているように、近代社会では「子ども期」^[1]が特別に区別された人生の段階となり、「子ども」に対して特別の位置づけを与えるような社会制度が発達した。少年司法制度を含む、さまざまな形態の非行少年対策の展開は、そのような変化のうちの一つである。世界各国の非行少年対策は、相互に影響を及ぼしあいながら展開を遂げていったが、中でもアメリカ合衆国のそれは、とりわけ十九世紀後半から二十世紀初頭にかけての日本の非行少年対策に大きな影響を与えた。そのため、日本における非行少年対策の展開について研究する上で、アメリカ合衆国についての検討は不可欠であろう。

本稿と同様の問題意識から、アメリカ合衆国の少年司法政策を分

析した先行研究として、徳岡（一九九三）が挙げられる。徳岡は、少年教護施設をはじめとする社会施設の展開を、従来のような人道主義の歴史としてではなく、社会統制の歴史として再解釈を試みた Rothman (1971) の枠組に基本的に依拠しながら、次のような知見を提出している。まず、植民地時代の「小さな大人」という子ども観が、産業化・都市化の進展と学校教育の拡大の下、カルヴィニズムの影響力の弱体化や、J・ロックやJ・J・ルソーなどの啓蒙思想家のもたらした新たな教育思想の影響などによって変化し、「子ども」を本質的に大人とは異なるものとする新たな子ども観が成立したということである。また徳岡は、このような子ども観の変化の過程で、犯罪少年のみならず浮浪少年、反抗的な少年、要扶養少年、怠学少年といった虞犯少年や不良少年の概念が生み出され、少年教護施設がその対象者の裾野を広げていくことで、「非行少年」概念が成立したと論じている。

しかしながら、Rothman (1971) 以後の研究は、非行少年対策のイデオロギーよりもむしろ、非行少年処遇の実態に焦点を当てるよ

うになってきており、Rothmanが主張した社会統制機関としての社会施設という図式では描ききれないような、複雑な様相を呈していたことを明らかにしてきている。³⁾

非行少年対策の実践を検討していくことにより、カルヴィニストの思想の複雑な側面やその長期的な連続性に加えて、階級意識との関連性から、子ども観の変化や連続性と非行少年対策の展開を再考することができよう。また、非行少年対策の実践の対象を検討することで、犯罪少年に虞犯少年や不良少年を加えた非行少年概念の成立という、徳岡の知見に対しても、再考の余地があることも指摘したい。

植民地時代の「わがままな子ども」(stubborn child)⁴⁾に関わる法律の伝統を持ちながら、アメリカ非行少年対策は、十八世紀から十九世紀への転換期に、他の社会運動の中から生じ、十九世紀における少年保護・矯正施設の改革を通じて発達し、少年裁判所の創設によって確立していった。この過程は、保護・矯正施設や組織の発達にしたがって、三つの異なる段階に区分できる。すなわち、少年保護院 (House of Refuge) の時代 (一八二〇年代～一八四〇年代)、矯正学校 (Reform School) の時代 (一八五〇年代～一八八〇年代)、そして少年裁判所 (Juvenile Court) の時代 (一八九〇年代～一九二〇年代) である。

ここでは主として二次資料を用いながら、次のような問いを立てて検討することとしたい。第一に、それぞれの時期にどのような改革がなされたのか。第二に、そうした改革のイデオロギーの背後に

は、そのような子ども観や非行少年の観念が存在したのか。第三に、そのようなイデオロギーが、どのような社会思想や経済的・政治的利害関心を反映していたのか。第四に、改革の実践においては、実際にどのようなことがなされたのか、である。このような分析を通じて、徳岡の議論の限界を超えらるとともに、日本の非行少年対策の研究にも示唆を得たいと考える。

二 少年保護院 (House of Refuge) の時代 (一八二〇年代～一八四〇年代)

アメリカ少年司法システム展開の第一の段階は、ニューヨーク (一八二五)、ボストン (一八二六) フィラデルフィア (一八二八) などでの一八二〇年代の少年保護院の創設である。これらの都市は、既にそれ以前より、すなわち十八世紀から十九世紀にかけての転換期以降、刑務所改革、教育改革、社会福祉改革などを通じて、貧困者や犯罪者に対する社会改革を試みてきた。例えば、ニューヨーク市を取り上げると、非行少年のための少年保護院は、ニューゲートやオーバーンの懲治監 (penitentiary)⁵⁾ および公立学校といった、従来の社会改良運動の産物に範を取っていた。⁶⁾ 少年保護院はまた、貧窮 (pauperism) 予防に向けた努力から、生み出されたものでもあった。実際、ニューヨーク非行少年更正協会 (The New York Society for the Reformation of Juvenile Delinquents) は、ニューヨーク貧窮予防協会 (The New York Society for the Prevention of Pauperism) の

組織再編の中で、創られたものであった。⁽⁷⁾

こうした少年保護院の創設という改革に当たった人々の多くは、上流階級出身のクウェーカーないしはカルヴィニストであった。⁽⁸⁾ すべての人間が神聖な「内なる光」(inner light)を有しているとするクウェーカーの信念も、また、神の恩寵の特別な受け手として選ばれた存在である人間は、人間のことがらを取り仕切るよう委任されているとするピューリタンの信念も、家父長的な(paternalistic)改革の推進力を生み出したと考えられる。⁽⁹⁾ さらに、クウェーカーがもつ「内なる光」の信念は、施設の腐敗を防ぎ、収容者の道徳的発達を促すために、収容者の「分離」(segregation)と「分類」(classification)の必要性を導いたとも考えられよう。⁽¹⁰⁾

改革者たちは、成人の犯罪者から「子ども」を分離することを主張していた。しかしながら彼らは、施設に収容されていた「子ども」が本質的に善なる性質や感性を持つと、必ずしも信じていたわけではなかった。むしろ、いくらかの例外を除けば、少年保護院の管理者たちは「子ども」を、親や仲間によって、施設に収容されるに足るような好ましくない影響を既に受けてきた、「白紙の書板」(blank tablet)である⁽¹¹⁾とみなしていた。このように、これらの改革には、未だ救済が余地のあるとみなされた「子ども」に対してもつばら主眼を置くという、差別的な性質を有しており、実際にすべての浮浪少年や罪を犯した少年が少年保護院に送り込まれたわけではなかった。改革の主たる対象は、将来罪を犯す危険性から救済されるべき、矯正可能な「子ども」であったのである。⁽¹²⁾ そのため、改革者の一人

であった Lydia Maria Child (1802-1880) が、ニューヨーク市の懲治監に、多くの保護院出身の「子ども」を見つけたように、少年保護院が創設されたのちも、子どもたちは成人の犯罪者と一緒に収監され続けていた。

それでは、非行少年の施設として創設されたはずの少年保護院は、どのような「子ども」を収容していたのであろうか。実際、少年保護院に収容されていた「子ども」の大半は、特定の犯罪行為のかどで審理を受けてはいなかった。⁽¹³⁾ 例えば、ニューヨーク少年保護院の管理者による最初の年次報告書によれば、開設の初年度に受け入れた七三人の「子ども」のうち、重窃盗(grand larceny)の罪で有罪となっていたのは一名のみであり、軽窃盗罪で収容されたのが九名、残りの六三名は浮浪(vagrancy)、万引き(stealing)、あるいは救貧院(Alms-house)からの逃亡を理由に収容されていた。⁽¹⁴⁾ にもかかわらず、施設の管理者は、少年保護院が貧困層の子どものための寄宿学校かつ「少年向けの感化監獄」、つまり、「子ども」向けに規模を縮小した刑務所であるとみなしていたのである。⁽¹⁵⁾ 改革者たちは、非行少年を、学校にも行かず仕事にも就かず、「良い」家庭や家族を欠いた、既に法を犯した者ないしは路上を浮浪する「若い人」(young person)とみなしていたため、「非行」(delinquent)少年と「要扶養」(dependent)少年の区別は、ますます曖昧となっていた。⁽¹⁷⁾

こうした改革のイデオロギーは、少年非行の問題を、もつばら下層階級や移民家族の問題と想定するものであった。しかしながら実際には、ニューヨーク少年保護院の記録が示しているように、アメ

リカ生まれのプロテスタントの親を持つ子どももまた、「非行少年」として収容されていた。⁽¹⁸⁾ この記録はまた、少年保護院の創設初期には、子どもの親や親族が、自ら子どもを施設に送り込んでいたことを示している。自分たちの子どもの稼ぎに相当程度依存していたその当時の下層階級や移民の家族の生活状況を考えるならば、少年保護院に子どもを送り込んでいた家族の多くは、少なくとも極貧層であったとはいえない。⁽¹⁹⁾ むしろ、自分たちの子どもを統制する上で、親としての権威を強めるためには、限られた資源しか持ち得なかった家族であったといえよう。少年非行は、産業化や都市化、多様化がますます進捗しつつあった十九世紀初頭の社会状況の中での、社会統制の問題のみならず、家族における子どもの統制の問題でもあった。⁽²⁰⁾

三 矯正学校 (Reform School) の時代 (一八五〇年代～一八八〇年代)

十九世紀の半ばまでには、少年保護院は、子ども向けの刑務所以外の何物でもないと評される様相を呈していることが、次第に明らかとなつていった。⁽²¹⁾ それは、その過密ぶりと厳格な規律によつてであつた。⁽²²⁾ 少年保護院に対する批判は、大別すると二つのものがあつた。一つは、十九世紀半ばの、さまざまな人種や民族が一層雑多に混在するようになった人口の多い産業都市の状況には、少年保護院のような施設はもはや適切ではなくなつたという、少年保護院に対

する不信感を表明したものである。もう一つの批判は、非行少年の施設収容自体に反対するという、さらに根本的なものであつた。

後者のような批判を行つた人物の一人が、里親委託制度 (placing-out system) を組織した最初の改革者であつた、Charles Loring Brace (1826-1890) である。⁽²³⁾ 聖職者であつた Brace の改革理念は、彼の伝道的熱意と結びついたものであり、その中核には「子ども」には本質的に「罪がない」(innocent)⁽²⁴⁾ とする信念があつた。⁽²⁵⁾ 彼が「子ども」に言及するとき、従来の少年保護院の用語である、「罪人」(convict) や「墮落した若い人」(depraved young person) といった表現を、用いることはなかつた。⁽²⁶⁾ むしろ彼にとつて、「非行少年」とは、都市の環境から引き離され、アメリカ的な農村の家族に配置される必要のある、「犠牲者としての子ども」(victimized child) であつた。⁽²⁷⁾ ただし、ニューヨーク少年保護院は、Brace の活動より早く、収容少年を農場に徒弟として送り出すという実践を行つており、その意味では、Brace と児童援助協会 (Children's Aid Society) が組織した、一八五四年開始の里親委託制度を先取りしてゐた。⁽²⁸⁾ Brace の活動の重要性は、里親委託制度の実践を独自のシステムとして発展させたところにあるといえる。⁽²⁹⁾

Brace は、Horace Bushnell (1802-1876) の感化を受けたものと考えられる。⁽³⁰⁾ 当時の教育界に大きな影響を与えた聖職者の Bushnell は、宗教教育と子育ての過程における、家族の役割の重要性を強調した点で、プロテスタント教育論の画期をなした。⁽³¹⁾ Bushnell は、「子ども」は、生来的に墮落しているわけでもなければ、本質的に善で

あるわけでもないものの、「救済可能な存在ではある」(redeemable)と論じていた。⁽³²⁾このように、カルヴィニストたちは、子ども期と教育に関する、J・ロック的な穏健な主張を受け入れるようになり、「子ども」についてのカルヴィニスト的な考え方と、啓蒙主義的な考え方が密接に結びついた、ロマン主義的な子ども観が形成されていった。⁽³³⁾

Braceは「子ども」に対して同情的ではあったが、貧困層の大人に対する彼の態度は、それとは非常に異なっていた。⁽³⁴⁾彼はまた、浮浪や微罪(minor offence)によって有罪とされた年少の非行少年に対しては、施設収容というアプローチを適用することに反対したものの、より年長の、非行性の強い少年の場合には、少年保護院のような集団矯正施設がふさわしいと考えていた。⁽³⁵⁾にもかかわらず、Braceのそのような施設収容反対の思想は一定の影響力を持ち、少年保護院の現状を批判して施設改革を唱え、新たに家族方式の矯正学校を創設しようとする、もう一つの立場の主張を促進したのではないかと考えられる。⁽³⁶⁾

施設収容反対の立場からの批判、および施設肯定の立場からの批判の両者に共有されていたのは、十八世紀末以降興隆しつつあった「家庭性の礼賛」(cult of domesticity)ないしは「女性性の礼賛」(cult of womanhood)と呼ばれる考え方であった。⁽³⁷⁾施設肯定派の改革者たちは、新たな施設のモデルとして、ヨーロッパの家庭方式(family system)の施設に着目し、矯正学校の創設を試みた。そのような構想は、一八四八年にボストンに開設された、アメリカ合衆国初の州

立感化施設に反映された。⁽³⁸⁾

新たな施設、つまりマサチューセッツ州立ウェストボロウ男子矯正学校(The Massachusetts State Reform School for Boys at Westborough)は、田園環境での非行少年の矯正を意識的に目指していた。この施設は、年少の微罪の違反者を収容して、さらに深刻な違反や犯罪へと陥ることを防ごうとしていた。しかしながら、施設を規定する法律が、収容者の年齢の上限を一六歳としていたため、ほとんどの収容者は実際には、施設が当初想定していたよりもむしろ年長の、非行性が深化しているとされる少年たちがほとんどであった。そのため、施設はまもなく、少年保護院と同様の様相を呈するようになったという。⁽³⁹⁾

実際には、施設に収容された少年たちは、重罪を犯した者というよりもむしろ、軽微な違反者であった。一八四八年から一八五九年にかけて、収容された少年のうちの四三％は「わがまま」(stubbornness)、また四〇％は「窃盗」(larceny)やその他の財産に関する罪を犯したとして収容されていた。後者のような犯罪は、貧困にあえぐ都市下層家族が、生活するための手段として路上で行うようなものであった。プロテスタントの家族もまた、自分たちの子どもを自ら請願して、施設に送ることもあったが、これは彼らにとっては、一時的に施設に送り、子どもに教育を与えるという家族戦略の一部でもあった。⁽⁴⁰⁾

また、マサチューセッツ州のもう一つの矯正学校であった、マサチューセッツ州立ランカスター女子矯正学校(The Massachusetts

State Reform School for Girls at Lancaster) は、アメリカ合衆国で最初に家族方式を採用した施設であったが、男子矯正学校と同様の経路をたどることになったとされる。一八五六年の開設以降、收容者の罪名が軽微なものであることに変化はなかったが、ランカスター校の年次報告書は、ますます非行性の進んだ少女が送られてくるようになったと記していた⁽⁴¹⁾。この時期に実際に起こっていた変化は、ランカスター校が、より年長の少女たちを受け入れるようになったこと、および、收容者の主な社会層が、アメリカ生まれの白人家庭出身から、外国生まれの英語を話さない親を持つ者となったことであつた⁽⁴²⁾。

ランカスター校の管理者であつた Samuel Gridley Howe (1801-1876) は、もともと施設創設者として影響力もあり活動的でもあつた。だが、やがて、すべての「子ども」が「救済可能」(salvageable)であるとする信念や、「良い家庭」への里親委託が矯正を保証するといった信念を、後退させるようになった⁽⁴³⁾。それと同時に、州によるさまざまな慈善事業の運営や監督がますます中央集権化されるにつれて⁽⁴⁴⁾、また、州が要扶養ないしは非行の子どもの分類を公然と行うようになるにつれて⁽⁴⁵⁾、ランカスター校の少女たちは、年長で非行性が進んだ者と一層みなされるようになった。さらに、ランカスター校での訓練プログラムに適応しない少女たちには、州の懲治監への転送という処分が行われた⁽⁴⁶⁾。施設の初期の改革者たちのロマン主義的な環境決定論は、すべての「子ども」が基本的に罪はなく、善なる性質を持つという前提に立つものではあつたが、それは必ずしも

完全な行動主義的環境決定論であつたとはいえない。というのも、改革者たちにとつて、子どもの矯正が失敗に終わったときには、失敗の原因はその子どもの生来の「悪質性」へと、しばしば帰属させられたからである。これはまた、一八六〇年代には、收容者の描写に、社会ダーウィニズム的な言説を受け入れる素地となつたという⁽⁴⁷⁾。

一八八〇年代までには、公的な矯正施設と私的な機関との間には、明確な差異が見られるようになった。これ以降、新たな改革は私的な機関で行われるようになり、州立の矯正学校は単に少年を監禁しておくだけの場所になり果てたとされる⁽⁴⁸⁾。

四 少年裁判所 (Juvenile Court) の時代 (一八九〇年代 ～一九二〇年代)

十九世紀末から二十世紀への転換期に起こつた少年裁判所運動は、中央集権的な統制と「科学的」な知識とを導入することにより、ますます産業化し多元化していく社会に対して都市の諸機関を適合させるといふ、より広範な社会改革運動の一部であつたといふよう⁽⁴⁹⁾。

十九世紀後半の産業化の進行に伴い、基本的にすべての階級の子どもが、労働市場から排除されて、より長期間の学校教育という単一の経験へと、水路づけられるような社会状況が生まれた。労働ではなく、学校での教育に専念する、特定の年齢層としての「子ども」が、社会集団として創出されたのである。このことによつて、「子

ども」についての諸問題に関する、階級的な区分は揺らいでいった。⁽⁵⁰⁾「子ども」の交通事故死に対する人々の集合的態度の劇的な変化は、それを象徴する例であろう。十九世紀までにはすでに、上流階級や中産階級の間では、幼い子どもの死は、あらゆる死のうちで最も痛ましく耐え難いものとなっていた一方で、都市の路上にたむろすることの多かった都市下層の子どもの交通事故死に対しては社会的関心は寄せられたものの、下層階級の無責任な態度へと原因帰属される傾向が強かった。子どもの死は、その子どもの属する社会階級によつて、異なる社会的反応を引き起こしていたのである。しかしやがて、路上での子どもの不慮の死は、次第に中産階級にとつても脅威とみなされるようになっていき、二十世紀初頭には、交通事故による子どもの死に対する、階級の区別を超えた大きな反応が生じるようになった。⁽⁵¹⁾元來中産階級的な観念であつた「子ども期」は、いまや階級の枠を超えたすべての「子ども」に共有される、大衆的なものとなるに至つたのである。

階級の枠を超えた子ども期の大衆化は、「子ども」に関する「科学的」な知見の広がりや連動したものであつた。G・S・ホールによつて確立された児童・青年心理学は、「子ども」のニーズや興味関心を、階級や民族といった社会的属性から切り離し、それらを入間の発達の過程での普遍的な経験と論じた。⁽⁵²⁾彼は、「青年期」を、子どもの時期の書板をぬぐい取る、第二の誕生の時期とみなしていた。また彼は、若年者の不行状や奇行は、人間の生物学的な成熟における正常な副産物であると主張していた。⁽⁵³⁾こうした考え方にした

がつて、少年非行は、青年期という時期の持つ特異な性質に由来する、自然な現象とみなされるようになった。⁽⁵⁴⁾

このような「科学的」根拠は、年齢を基準とした学校教育体系の整備といった教育政策や、誘惑に満ちた都市環境で「子ども」が非行に陥るのを防ぐこととする、一連の社会運動の基盤となつた。⁽⁵⁵⁾この時期の「子ども」の問題に関わる社会運動は、「児童救済運動」(child saving movement)と総称され、少年裁判所創設や非行少年収容施設などの非行少年対策のみならず、リクリエーション活動や遊び場設置に至るまで、雑多で広範なことからかわる活動を含んでいた。改革者たちは、あらゆる階級の「子ども」の危機に対して関心を寄せ、自分たちの活動の対象者とみなしていた。それは、Braceのような以前の社会改革者たちが、自分の所属する階級の「子ども」ではなく、もっぱら下層階級の「子ども」に対して関心を抱いていたのとは対照的であつた。そのため、この時期の改革者たちにとつては、「子ども」の「問題」が、実際の犯罪行為なのか、それとも虞犯行為なのかという区別に、ほとんど注意を払わなかつたのである。⁽⁵⁶⁾

こうした社会運動の背後には、上流・中流階級出身の女性たちによる、ソーシャル・ワークへの進出があつた。こうした女性たちの熱心な政治的働きかけが功を奏し、「すべての階級の子どもの生活の福祉に関わることから」を統括する機関として、一九一二年に連邦児童局(The U. S. Children's Bureau)が創設され、連邦機関最初の女性局長として、Julia Lathrop (1858-1932) が任命

された。連邦児童局は、「子ども期」を享受する権利をすべての「子ども」に保障するために、子どもの福祉に関わる「特別なニーズ」に対応する試みを行った。⁽⁵⁷⁾ 連邦児童局の第二代局長の Grace Abbott (1878-1939) は、子どもの違反者 (child offender) は、もはや「犯罪者」(criminal) ではなく、「非行者」(delinquent) であると述べていた。⁽⁵⁸⁾ 少年裁判所の創設は、ある部分、こうした女性の運動の産物でもあった。少年裁判所は、「子ども」の「罪のなさ」を擁護するものとして、伝統的家族や女性性の美德を唱道する中産階級の女性たちに、ソーシャル・ワークという専門職をもたらした。⁽⁵⁹⁾

シカゴでのスラム街にセツルメントの Hull House を設立して、Julia Lathrop や Grace Abbott らとともに活動した Jane Addams (1860-1935) や、デンバーの判事として、少年事件を成人のそれとは異なる形で扱う試みを行った Ben Lindsey (1869-1943) のような改革者たちは、子どもの罪のなさを強く信じ、少年非行に関する G・S・ホル的な社会環境論的解釈に従っていた。⁽⁶⁰⁾ こうした改革者の実践から始まり、それを制度化したのがシカゴやデンバーでの少年裁判所の創設であり、成人とは異なる非行少年処遇の制度は、その後全米各地に広がっていった。⁽⁶¹⁾

少年裁判所運動の主たる革新は、保護観察制度 (probation system) の導入にあった。十九世紀の間の非行少年矯正施設に関する経緯を通じて、施設収容に対する不信感は強力であった。先の時期の里親委託制度が施設収容への代替手段であったとすれば、今度は保護観察制度が代替手段であった。⁽⁶²⁾ だが実際の少年裁判所による

審判では、放免 (dismissal) に代えて保護観察処分が多用され、保護観察処分が施設収容の代替措置として用いられた訳ではなかったため、施設収容は必ずしも減少したわけではなかった。さらに、少年裁判所は、成人裁判所であれば放免や罰金 (fine) といった処分を行うようなマイナーなケースに対しても、保護観察処分や施設収容処分を行うことも多かった。⁽⁶³⁾

この時期にはまた、私立の収容施設が激増するという現象も見られた。改革が、家族に対するケースワーク (family case work) や、里親によるケア (foster care) などといった、個別的な予防的措置を強調すればするほど、家族が自ら子どもを送り込む私的施設が増加していったのである。⁽⁶⁴⁾

このように、施設収容に対する不信感や、非行少年をも「子ども」としてとらえようとする志向、非行を青年期の特有の問題ととらえ、その防止に向けて社会環境を改善しようとする動きは、施設化の進行と並行していた。一見逆説的ともいえる、こうした結果をもたらしたのは、この時期の非行少年対策において中心的であった心理学的なアプローチにあったと考えられる。つまり、そこでの環境を重視する考え方は、基本的には非行少年の家庭環境を問題にする発想をもたらし、子どもを貧困な家庭や不適切な親から引き離すことを、論理的帰結としたためである。⁽⁶⁵⁾ さらに、少年非行についての心理学的なアプローチは、実際の個別のケースへの対応の際には、より個人化された精神医学的方法の前に、社会環境論的な側面を後退させてしまい、少年非行問題を個人化するという役割を果たしたと

もいえる⁽⁶⁶⁾。少年非行問題の医療化は、非行を「治療可能」なものともみならず考え方を広めることで、非行の矯正についての悲観主義を薄める効果を部分的には持つていた⁽⁶⁷⁾。しかし同時にそれは、「子ども」が本質的に有する精神の深層を論じる、S・フロイトの精神分析学の広がりと同俟って、「問題ある子ども」の観念の質を、非行のよくな問題行動よりも、さらに広範な、行動上および心理上の「不適応」(maladjustment)へと拡張していく傾向をも持つていた⁽⁶⁸⁾。少年非行対策の一環として創設された児童ガイダンス・クリニック(guidance clinic)は、精神科医や心理学者、精神医学のソーシャル・ワーカーによって構成され、個々の子どもに対する、非行予防の観点からのケアを提供する機関であったが、やがて、少年非行そのものよりもむしろ、よりマイナーな子どもの問題に対応する、中流階級を主たる顧客とするような機関へと変質していったのであった⁽⁷⁰⁾。

五 子ども観の変遷とアメリカ少年非行対策の展開 ——まとめに代えて

本稿では、十九世紀から二十世紀初頭にかけてのアメリカ合衆国における非行少年対策の展開について、二つの時期に分けて、「子ども期」のイデオロギーという観点から検討してきた。

十九世紀初頭には少年保護院、十九世紀半ばには矯正学校や里親委託制度、そして十九世紀末から二十世紀初頭にかけては少年裁判所が、非行少年対策の社会運動の産物であった。これらをもたらし

た「子ども期」のイデオロギーは、実に複雑なものであった。子ども期の原罪を強調するカルヴィニスト的な考え方は、啓蒙思想や家庭性・女性性を礼賛する社会思想、あるいは児童・青年心理学や精神医学などの「科学」と絡み合いながら、非行少年対策の展開の底辺をなしていたように思われる。

カルヴィニスト的な「子ども期」の考え方を、伝統的な「小さな大人」としての子ども観とみなすか、あるいは近代的な子ども観とみなすかについては、評価が分かれている⁽⁷¹⁾。フランスの文脈に関わってではあるが、Aries (1960 || 1980) が論じた、「子ども期」に関する「愛らしさ」と、それを否定するような「苛立ち」の感覚についての、次のような主張は、カルヴィニストの「子ども期」の評価について考察する上で、示唆に富んでいる。

可愛がりという子供期に堪して第一に見られる意識は、家庭環境の中や、幼児たちの相手をするさいに出現したのだった。他方、第二に見られる意識(苛立ち・筆者註)は、家庭の外部、すなわち十六世紀まではその数もわずかな教会ないしは法服貴族たち、また十七世紀にははるかに数を増した文明的で理性的な習俗を待ち望むモラリストたちに、源を発していたのである。かれらは子供期がかつて無視されていた現象に気づくようになってきたが、子供たちを魅惑的な玩具のごとく見なすのを嫌つてもいた。というのも、かれらは、保存するばかりか造り直さなければならぬ神のもろい被創造物をこの子供たちのうちに見ていたからである。この観念が続いて家庭生活の中に

入ったのだった。²²⁾

「子ども期」を、特別な注意を要する時期とみなし、早期からの教育によって、理性あるキリスト教徒に育て上げようとするこのような意識こそは、カルヴィニストたちに抱かれていたものであった。植民地時代の「わがままな子ども」を罰する法律は、こうしたカルヴィニストたちの強烈な教育意識に裏打ちされたものであったといえよう。その意味において、それはまさに、アメリカにおける非行少年対策の始原として位置づけうるものなのである。徳岡（一九九三）は、ピューリタンの子ども観を「小さな大人」としてのものと同評価する一方で、「わがままな子ども」に関する法律を、虞犯概念のあらわれともみなしうるという評価を下している。²³⁾しかし、とりわけ原初的な形態の近代的孩子も観が持っていたそのような重層性に鑑みれば、「子ども期」に強い関心を寄せるカルヴィニストの子ども観は、子どもへの無関心に支配された中世的な観念とは、明らかに異なるものであったといえよう。

子どもの「もろさ」への苛立ちこそが、カルヴィニストの子どもに対する関心を構成していたとすれば、犯罪に陥るかも知れないという「危機」こそが、子どもたちへの彼らの対応の中心となったはずである。本稿の検討から導かれるのは、「非行少年」の概念は、浮浪や遺棄など、規律の欠如した状態こそが、将来の犯罪をもたらすおそれがあるとして、概念化されたものであったということである。つまり、「虞犯」こそが、少年非行の概念の中核を構成してい

たのであって、「犯罪少年」に加えて「浮浪少年」や「要扶養少年」などが周辺に加わって非行少年概念が成立したのではないのである。これは、非行少年対策の展開過程においてその中心であったのは、浮浪や微罪の少年であって、既に重罪を犯した少年は周辺的な存在でしかなかったという²⁴⁾、処遇の実態とも整合的な考え方であるといえよう。

「非行少年」概念が拡大した背景として、産業化の進展に伴う児童労働の不要化と学校教育の普遍化による「子ども期」の「大衆化」や、そうした社会状況と連動して進展した「科学的」知見による「子ども期」の「普遍化」があった。「子ども期」が社会階級や民族などの社会的属性よりもむしろ、もっぱら学齢に規定されるような概念となるにつれて、「少年非行」は下層階級に限らず、あらゆる階級の「子ども」に発達上起こりうる問題と認識されるようになったのである。こうした階級を超えた少年非行の観念の広がりは、「子ども」の擁護者と称する中産階級の女性たちによる、ソーシャル・ワークの専門職化とそれへの参入によって、促進された側面もあった。

非行少年対策の展開は、単に下層階級に対する社会統制的関心からのみ推進されたわけではなく、現実には子どもの問題に悩む家族の再生産戦略によっても支えられていた。「子ども」の統制は、国家や地域社会のみならず、家族内の政治の問題でもあったのである。

註

- (1) 本稿では「子ども期」を、「児童期」や「青年期」などをも含む、広義の意味で用いている。また、「子ども」「少年」という表現も、「青年期」にあるとされる人々をも含むような、より広い意味で用いている。
- (2) このような問題意識からアメリカ合衆国の非行少年対策について言及したものとして、二井(二〇〇四・二〇〇五)、田澤(一九九九)、森田明(一九九九・二〇〇五)などが挙げられる。また、万国監獄会議と日本の非行少年対策との関連性については、橋本(二〇〇四)、田中(二〇〇五)を参照のこと。
- (3) これに関して、Bellingham (1986) は、非行少年対策の歴史についての人道主義的アプローチも再解釈派のアプローチも、施設の利用者をもつばら受動的な存在とみなしてきたことを批判し、施設利用の実態を分析していくことで、家族生活の持つ長期的な制度的側面の置換として施設化を再考する必要性を論じている。なお、同時期の日本での留岡幸助の家庭学校の処遇実践について分析した二井(一九九六・一九九九)の研究も、アメリカでの近年の研究と同様の知見を提出するものであると筆者は考える。その意味において、アメリカ合衆国の研究知見の整理により、日本の非行少年対策の展開についての示唆をも得ることが、本稿の二次的な目的である。
- (4) Sutton (1988), chapter 1を参照。なお、本稿での訳語は基本的に徳岡(一九九三)に従っているが、時期区分については多少の相違がある。
- (5) これらの懲治監については、徳岡(一九九三)、第三章を参照のこと。
- (6) Schlossman (1977), pp. 19-27.
- (7) Kaestle (1973), p. 132.
- (8) Smith-Rosenberg (1971), p. 3.
- (9) Lewis (1983), pp. 85-86.
- (10) Fox (1970), p. 1203. なお、これに関連して、Foucault (1975 = 1977) が論じる、独房から構成される一望監視システムとしての近代的刑務所の誕生に、大きな役割を果たしたJ・ベンサムがクウェーカーであったことは、注目に値しよう。
- (11) Mennel (1973), p. 26. なお、「タブラ・ラサ」は、通常「白紙」と訳されることが多い。しかし、この「白紙」の観念は、その日本語の語感から想定される積極的ないしは肯定的なニュアンスとは異なり、「生来悪でもなければ善でもない」といった中立的なニュアンスを持つものである。カリフォルニア大学バークレイ校歴史学部 Paula S. Fiss 教授の指示による。実際、J・ロックが子どもの「原罪」を否定し、子ども期に積極的な意味を与えたとされる『教育に関する考察』(1693 = 1967)においても、適切な教育を与えなければ子どもが墮落する危険性が強調されている。Filigelman (1982), pp. 12-15を参照のこと。また、ピューリタニズムの影響力が強かったアメリカにおいては、ロックやJ・J・ソールの思想の受容は遅れたとされている。Calvert (1992), pp. 59-61を参照。
- (12) Fox (1970), p. 1190.
- (13) Mennel (1973), p. 28.
- (14) Schlossman (1977), p. 31.
- (15) Fox (1970), p. 1192.
- (16) Schlossman (1977), p. 28.
- (17) Hawes (1971), pp. 32-33.
- (18) Calhoun (1973), p. 113-114. また、Schlossman (1977) も「この少年保護院の記録を基に、『富裕層の若者』(well-to do youngster) も犯罪行為によって、あるいは子どもの不行状に手を焼いた親によって、送り込まれていたと論じている(p. 27)。
- (19) 特に年少の子どもの労働の現象が見られるようになったのは、一八七〇年代から一九三〇年代にかけてのことであり、十九世紀後半においても労働者階級では、子どもは家族のうちの第二の稼ぎ手であった。中産階級の親は、自分たちの子どもは学校に送る一方で、早期の労働を道徳的に正しいやり方であると賞賛していた。Zelizer (1985), pp. 56-59を参照のこと。
- (20) Stensell (1982), pp. 53-54. なお、喜名(二〇〇一)は、十八世紀フランスの封印令状の広がりについて、伝統的な社会関係が衰退する中で、

- もはやそれに頼ることのできなくなった家族が、放蕩子弟の監禁を国王に訴えるという形態で「父権を補完するものであったと論じている。
- (21) Schlossman (1977), p. 33.
- (22) Rothman (1971), p. 257-258.
- (23) Rothman (1971), p. 259.
- (24) この言葉は「一般的には「無垢」と訳されることが多い。しかし、本稿では、これが従来 of 原罪を背負った存在としての子どもと観と対比される表現であり、かつ「有罪」(guilty) の対義語であることをふまえてこのように訳すこととする。
- (25) Schlossman (1977), pp. 43-44.
- (26) Mennel (1973), p. 32-33.
- (27) Mennel (1973), p. 36.
- (28) Hawes (1971), p. 50.
- (29) Hawes (1971), p. 88. Brace の活動については Langsam (1964) に詳しく。ちなみに、Brace の活動は、明治初期に日本にも紹介されている。重松 (一九七六)「二七三—二八四頁掲載の「万国囚獄公会事務録」所収の「ブラース氏の稟報」を参照。また、二井 (一九九九) によれば、留岡幸助は Brace に影響を受けたと考えられる。なお、Camp (1998) は、Brace の里親委託制度を「養子縁組制度の前身に位置づけている。
- (30) Mennel (1973), p. 36
- (31) Hawes (1971), p. 99.
- (32) Mennel (1973), p. 36.
- (33) Slater (1977), pp. 152-157.
- (34) Schlossman (1977), p. 224.
- (35) Hawes (1971), pp. 110-111.
- (36) Schlossman (1977), p. 48.
- (37) Schlossman (1977), p. 50. 「女性性の礼賛」については、Welter (1966) を参照のこと。ただし、「女性性の礼賛」が「非行少年対策の実践レベルにまで大きな影響を及ぼすようになるのは、女性が男性と対等に実務に携わることのできる最初の職域であった、十九世紀末以降のソーシャル・ワークの創出を待たねばならなかった。Chambers (1986) および Chapp (1998) を参照のこと。
- (38) Schlossman (1977), pp. 36-40. なお、この施設は「前市長であり海運王でもあった Theodore Lyman の巨額の寄付によって創設されており、その意味で公的な性格と私的な性格の混合したものであった。のちに言及するランカスター女子矯正学校も、同様の性格を持つものである。Kett (1977), p. 131 を参照。そのため、この学校は Lyman School と称されることもあった。
- (39) Hawes (1971), pp. 81-84.
- (40) Schneider (1992), pp. 46-47. なお、都市下層家族の子どもの生活手段としての「犯罪」については、Nasaw (1985), chapter 6 を参照のこと。
- (41) Brenzel (1983), p. 153.
- (42) Brenzel (1983), chapter 6.
- (43) Brenzel (1983), pp. 90-91.
- (44) Brenzel (1983), p. 103.
- (45) Brenzel (1983), p. 151.
- (46) Brenzel (1983), p. 144.
- (47) Brenzel (1983), p. 101.
- (48) Schneider (1992), p. 107. なお、田澤 (一九九九) は、留岡幸助の家庭学校との比較から「アメリカの矯正学校を、より社会事業的であったと評価している。しかしながら、ウェストボロウ校やランカスター校は、とりわけその創設の経緯や創設期の運営形態からいって、「公的」と「私的」な性格が混合しており、その後徐々に州政府の統制が強まり中央集権的な運営がなされるようになっていったことを考えると、このような比較や評価は必ずしも適切ではないと思われる。なお、アメリカ合衆国の「公共施設」の持つこうした性格については、Boorsin (1970 = 1990)「邦訳第 6 章を参照のこと。
- (49) Schlossman (1977), p. 57.
- (50) Pass (1997), chapter 1 & 2.
- (51) Zeitler (1985), chapter 1.

- (72) Kett (1977), p. 222.
 (73) Kett (1977), p. 217.
 (74) Schlossman (1977), p. 67.
 (75) Chudacoff (1989 = 1994), 邦訳第三、四章。
 (76) Kett (1977), p. 222.
 (77) Lindemeyer (1997), p. 1.
 (78) Mennel (1972), p. 69.
 (79) Platt (1969 = 1989), 邦訳七四—七九頁。
 (80) Schlossman (1977), p. 70; Slater (1968), pp. 215-216.
 (81) Sutton (1988), chapter 4.
 (82) Mennel (1972), pp. 76-77.
 (83) Rothman (1980), chapter 7; Schlossman & Turner (1993), なお、Schlossman & Turner (1993) は、女子の場合は特に地位違反 (status offence) での処分が厳しくなされたことを、指摘している。
 (84) Sutton (1990).
 (85) Schlossman (1977), p. 67-69.
 (86) Horn (1989), p. 30.
 (87) Platt (1969 = 1989), 邦訳四一—四二頁。
 (88) Mennel (1973), pp. 158-171, なお、そのフロイトの子どもの期に関する思想を、Bushnellに見られるような修正されたカルヴァニストの子どもの観と、連続性ないしは関連性を持つものであると指摘する研究もある。例えば、Greven (1990) を参照。
 (89) Horn (1989), p. 2.
 (90) Horn (1993).
 (91) ジェーリタンの子ども観の評価をめぐる議論については、森田尚人 (一九八四・一九八八) を参照のこと。森田尚人は、ジェーリタンの子ども観を近代的な子ども観とみなす主張を展開しているが、筆者もそれに同意するものである。
 (92) Aries (1960 = 1980), 邦訳二二八頁。
 (93) 徳岡 (一九九三), 二二—二三頁。

引用文献

- (74) Fox (1970); Bernard (1992).
 Aries, Philippe. 1960. *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*. Plon. (杉山光信・杉山恵美子訳『<子供>の誕生』みすず書房、一九八〇年)
 Bellingham, Bruce. 1986. "Institution and family: An Alternative View of Nineteenth-Century Child Saving", *Social Problems*, vol. 33, No. 6, pp. 33-57.
 Bernard, Thomas J. 1992. *The Cycle of Juvenile Justice*. Oxford University Press.
 Boorstin, Daniel J. 1970. *The Decline of Radicalism: Reflections on America Today*. Random House; Vintage Books. (橋本富郎訳『現代アメリカ社会』世界思想社、一九九〇年)
 Brenzel, Barbara M. 1983. *Daughters of the State: A Social Portrait of the First Reform School for Girls in North America, 1856-1905*. The MIT Press.
 Calhoun, Daniel. 1973. *The Intelligence of a People*. Princeton University Press.
 Calvert, Karin. 1992. *Children in the House: The Material Culture of Early Childhood, 1600-1900*. Northeastern University Press.
 Carp, E. Wayne. 1998. *Family Matters: Secrecy and Disclosure in the History of Adoption*. Harvard University Press.
 Chambers, Clarke A. 1986. "Woman in the Creation of the Profession of Social Work." *Social Service Review*, March, pp. 1-33.
 Chudacoff, Howard P. 1989. *How Old Are You?: Age Consciousness in American Culture*. Princeton University Press. (工藤政司・藤田祐訳『年齢規範の社会学』法政大学出版社、一九九四年)
 Clapp, Elizabeth J. 1998. *Mothers of All Children: Woman Reformers and the Rise of Juvenile Court in Progressive Era America*. The Pennsylvania State University Press.
 Fass, Paula S. 1997. *Kidnapped: Child Abduction in America*. Harvard University

- Press.
- Fliegelman, Jay. 1982. *Prodigals and Pilgrims: The American Revolution against Patriarchal Authority, 1750-1800*. Cambridge University Press.
- Foucault, Michel. 1975. *Surveiller et Punir: Naissance de la prison*. Gallimard. (田村徹訳『監獄の誕生』新潮社、一九七七年)
- Fox, Sanford. 1970. "Juvenile Justice Reform: A Historical Perspective", *Stanford Law Review* 22, pp. 1187-1239.
- Greven, Philip. 1990. *Spare the Child: The Religious Roots of Punishment and the Psychological Impact of Physical Abuse*. Vintage Books.
- 橋本陽子、二〇〇四、『犯罪防止と児童保護—明治期における『孤児・棄児』『不良少年』『習慣犯』の関係性の構築』、『シオロン』第四十九巻二号、三七一—五七頁。
- Hawes, Joseph M. 1971. *Children in Urban Society: Juvenile Delinquency in Nineteenth-Century America*. Oxford University Press.
- Horn, Margot. 1989. *Before It's Too Late: The Child Guidance Movement in the United States, 1922-1945*. Temple University Press.
- 1993. "Inventing the Problem child: "At-Risk" Children in the Child Guidance Movement of the 1920s and 1930s", in Roberta Wolons ed. *Children at Risk in America: History, Concepts, and Public Policy*. State University of New York Press. Pp. 141-153.
- Kaestle, Carl F. 1973. *The Evolution of an Urban School System: New York City, 1750-1850*. Harvard University Press.
- Kett, Joseph F. 1977. *Rites of Passage: Adolescence in America, 1790 to the Present*. Basic Books.
- 喜名信之、二〇〇二、『十八世紀フランスにおける封印令状と家族秩序の同様』、稲垣恭子・竹内洋編『不良・ヒーロー・左傾』人文書院、二六七—二八六頁。
- Langsam, Miriam Z. 1964. *Children West: A History of the Placing-Out System of the New York Children's Aid Society, 1853-1890*. Logmark Editions.
- Lewis, W. David. 1983. "The Reformer as Conservative: Protestant Counter-Subversion in the Early Republic", in Stanley Cohen and Lorman Ratner eds. *The Development of an American Culture*. St. Martin's Press, pp. 80-111.
- Lindemeyer, Kriete. 1997. *A Right to Childhood: The U. S. Children's Bureau and Child Welfare, 1912-46*. University of Illinois Press.
- Locke, John. 1693. *Some Thoughts Concerning Education*. (服部知文訳『教育に関する考察』岩波文庫、一九六七年)
- Mennel, Robert M. 1972. "Origins of the Juvenile Court: Changing Perspectives on the Legal Rights of Juvenile Delinquents", *Crime and Delinquency* 18, pp. 68-78.
- 1973. *Thorns and Thistles: Juvenile Delinquents in the American States, 1825-1940*. University Press of New England.
- 森田明、一九九九、『未成年者保護法と現代社会』有斐閣。
- 二〇〇五、『少年法の歴史の展開』信山社。
- 森田尚人、一九八四、『アメリカにおける家族の構造変化と子ども観・女性観の転回』、村田泰彦編『生活課題と教育』、光生館、二三〇—二六〇頁。
- 一九八八、『歴史のなかの子供・家族・学校』、宮沢康人編『社会史のなかの子ども』、新曜社、一五五—二四四頁。
- Nasaw, David. 1985. *Children of the City: At Work and at Play*. Anchor Press.
- 二井仁美、一九九六、『家庭学校における生徒の入校の様相』、『大阪教育大学紀要 第四部門』第四十四巻第二号、一四一—一六七頁。
- 一九九九、『第二次感化法施行期(一九〇八—一九二二年)における家庭学校の生徒の動態』、『大阪教育大学紀要 第四部門』第四十八巻第一号、二九—五二頁。
- 二〇〇四、『留岡幸助による欧米感化教育情報の収集』、『日本の教育史学』第四十七巻、八八—一〇八頁。
- 二〇〇五、『留岡幸助による欧米監獄研究』、『教育学研究』第七十二巻第三号、三二—三三三頁。
- Platt, Anthony M. 1969. *The Child Savers: The Invention of Delinquency*. The University of Chicago Press. (藤本哲也・河合清子訳『児童救済運動』中央大学出版会、一九八九年)

- Rothman, David J. 1971. *The Discovery of Asylum: Social Order in the New Republic*. Little, Brown & Company.
- 1980. *Conscience and Convenience: The Asylum and its Alternatives in Progressive America*. Scott, Foresman and Company.
- Schneider, Eric C. 1992. *In the Web of the Class: Delinquents and Reformers in Boston, 1810s–1930s*. New York University Press.
- Schlossman, Steve L. 1977. *Love and the American Delinquent: The Theory and Practice of the “Progressive” Juvenile Justice, 1825–1920*. The University of Chicago Press.
- Schlossman, Steve and Turner, Susan. 1993. “Status Offenders, Criminal Offenders, and Children “At Risk” in Early Twentieth-Century Juvenile court”, in Roberta Woltons ed. *Children at Risk in America: History, Concepts, and Public Policy*. State University of New York Press. pp. 32–57.
- 重松一義 一九七六、『少年懲戒教育史』第一法規。
- Slater, Peter Gregg. 1968. “Ben Lindsey and the Denver Juvenile Court: A Progressive Look at Human Nature”, *American Quarterly*, vol. 20, pp. 211–223.
- 1977. *Children in the New England Mind*. Archon Books.
- Smith-Rosenberg, Carroll. 1971. *Religion and the Rise of the American City: The New York City Mission Movement, 1812–1870*. Cornell University Press.
- Stansell, Christine. 1982. *City of Women: Sex and Class in New York, 1789–1860*. University of Illinois Press.
- Sutton, John R. 1988. *Stubborn Children: Controlling Delinquency in the United States, 1640–1981*. University of California Press.
- 1990. “Bureaucrats and Entrepreneurs: Institutional Responses to Deviant Children in the United States, 1890–1920s”, *American Journal of Sociology*, vol. 95–6, pp. 1367–1400.
- 田中亜紀子、二〇〇五、『近代日本の未成年者処遇制度』大阪大学出版会。
- 田澤薫 一九九九、『留岡幸助と感化教育』勁草書房。
- 徳岡秀雄、一九九三、『少年司法政策の社会学』東京大学出版会。
- Welter, Barbara. 1966. “The Cult of True Womanhood: 1820–1860”, *American Quarterly*, vol. 18, pp. 151–174.
- Zeizer, Viviana A. 1985. *Pricing the Priceless Child: The Changing Social Value of Children*. Basic Books.
- 〈付記〉本稿は、文部科学省科学研究費補助金の助成による研究成果の一部である（二〇〇二―二〇〇四年度・課題番号一四七一〇二〇一・研究課題名「近代日本における少年司法政策の展開と非行少年概念の成立に関する比較社会史的研究」）。